

熊本県県央広域本部上益城地域振興局公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、熊本県県央広域本部上益城地域振興局（以下「局」という。）が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、局職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

なお、保健福祉環境部衛生環境課の公用車においては、前述の目的に加え、廃棄物の不法投棄等の監視業務（以下「監視業務」という。）に関する情報収集に使用する。

3 ドライブレコーダーの設置等

（1）設置する公用車

設置の対象とする公用車は、局が所管する全ての公用車（道路パトロール車を除く）とし、設置する車両は、使用頻度等を考慮して各課で決定後、総括管理責任者に報告するものとする。

なお、設置車両を変更した場合にも、総括管理責任者にその旨を報告するものとする。

（2）撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車内に設置し、車両の前方、後方等の一方向もしくは複数方向の映像を撮影する。

（3）撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

（4）記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 総括管理責任者等の指定

（1）ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、総括管理責任者を置く。

（2）総括管理責任者は熊本県県央広域本部上益城地域振興局次長とし、記録データを総括管理する。

（3）管理責任者はドライブレコーダーを設置した公用車を所管する部の副部長（ただし、総務振興課については総務振興課長）とし、記録データを管理する。

- (4) 管理主任は、ドライブレコーダーを設置した公用車を所管する課の課長（ただし、総務振興課については総務調整班長）とし、ドライブレコーダーを管理する。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。ただし、保健福祉環境部衛生環境課が所管する公用車のうち、監視業務に使用する公用車における記録データの記録時間は480分程度とする。

イ 記録データの盗難、紛失等の防止のため、公用車を使用しない間は、全てのドアを施錠するものとする。

ウ 運転者は、設置目的の確認が必要となった場合のみメモリーカードを取り外し、管理責任者に提出する。ただし、監視業務については、1日の業務が終了するごとにメモリーカードを取り外し、管理主任に提出することができる。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合及び廃棄物の不法投棄等が確認された場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、総括管理責任者、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

ア 記録データを確認した結果、管理責任者が設置目的を達成するために保存が必要と判断したときは、専用の媒体に複写して保存のうえ、施錠できる執務室内で保管することとし、専用の媒体以外のものに複写してはならない。専用の媒体に複写後は、速やかにメモリーカードの当該データを削除する。ただし、監視業務に関する記録データについては、管理責任者による記録データの確認の手順を経ずに、管理責任者の指示によりそのまま専用の媒体に複写して保存することができる。

イ 記録データの保存期間は1か月間とする。ただし、監視業務に関する記録データの保存期間は6か月間とする。

ウ イの規定に関わらず、設置目的の達成のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

- (1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析並びに廃棄物の不法投棄等の早期改善を図るうえで必要と判断される場合にのみ、総括管理責任者の承認を得たうえで利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者と総括管理責任者が協議し、局長の承認を得て別に定める。

附 則

この要項は、令和6年3月27日から施行する。

また、局内各課で制定している要項については、同日付けで廃止する。

